

第2回 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村 ごみ処理広域化基本構想検討委員会

2024(令和6)年11月12日(火) 午後1時30分から午後3時30分
さくらリサイクルセンター 大会議室

(報告事項) 基本構想策定のスケジュール

関係法令等の動向(広域化に関わる動向)

位置づけの整理(構成市町村におけるごみ処理施設の変遷)

(検討事項) (1)ごみ処理システムの現状と課題(現状を踏まえた課題の整理)

(2)本構想における分別区分案

(3)将来予測

(4)広域化メニューの抽出

実施工程	令和6年度									令和7年度										
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 基礎調査	■	■	■	■																
2 広域化に向けた現状分析		■	■	■																
3 将来予測(ごみ量、ごみ質)	■	■	■	■	■	■					■									
4 ごみ焼却施設、リサイクル施設の 広域化メニュー案の検討																				
(1)広域化メニューの抽出	■	■	■	■	■	■														
(2)ごみ焼却施設、リサイクル施設 の広域化メニューの効果検討							■	■	■	■	■	■	■							
5 広域化の検討と整理																				
(1)計画目標の設定					■	■														
(2)ごみ処理施設の整備方針																				
施設規模の設定	■	■	■	■	■	■					■									
処理方式の検討							■	■	■	■	■	■	■							
施設整備概要、環境保全目標の 検討										■	■	■	■							
(3)組織運営体制(事業方式)										■	■	■	■							
(4)実施スケジュール										■	■	■	■							
(5)財政計画																				
(6)その他の留意事項																				
6 パブリックコメント																	■			
7 基本構想の整理											■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
8 検討委員会等 (協議会 ◆、委員会 ■)				■		◆		■	◆		■	◆	■	◆	■			■	◆	
9 最終とりまとめ (最終修正・印刷製本)																		■	■	■

○今後の検討委員会内容(案)

開催予定	項目(案)	資料(案)
第3回検討委員会 (令和7年3月)	1.ごみ処理施設及びリサイクル施設の処理方式の検討 2.プラントメーカー等アンケート方法、内容確認	1.ごみ焼却施設及びリサイクル施設の処理方式の比較検討 2.プラントメーカー等アンケート案
第4回検討委員会 (令和7年7月)	1.プラントメーカーアンケート結果報告 2. 広域化の検討と整理	1.プラントメーカーアンケート結果 2. 広域化メニューの比較検討
第5回検討委員会 (令和7年9月)	1. 基本構想及び概要版の中間案の確認	1-1.パブリックコメント実施方法 1-2.基本構想(案) 1-3.基本構想概要版(案)
第6回検討委員会 (令和8年1月)	1.パブリックコメント意見対応について 2. 基本構想及び概要版の確認	1-1.パブリックコメント意見まとめ 1-2.パブリックコメント意見対応 2-1.基本構想 2-2.基本構想概要版

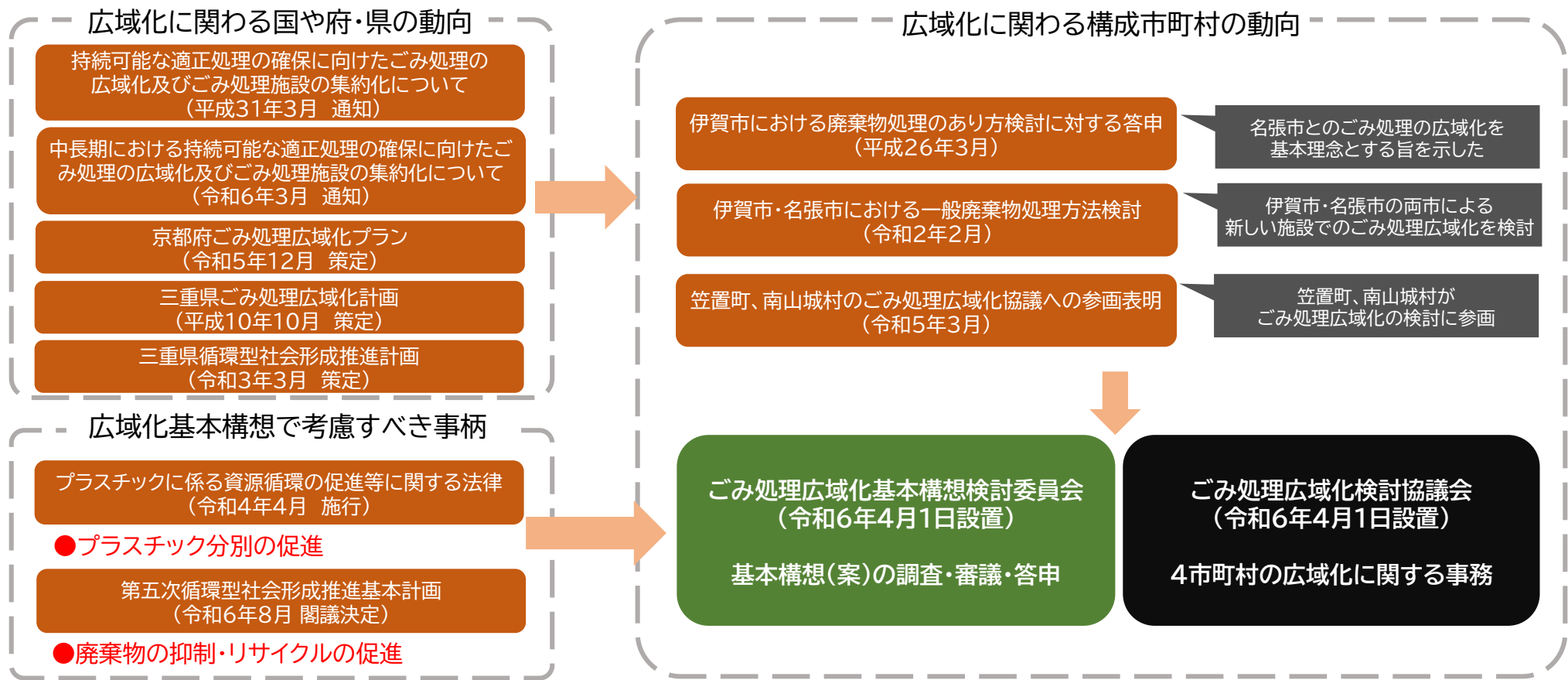
ごみ処理広域化とは：複数の市町村が共同でごみ処理を行うこと

国や府・県の動向：持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について

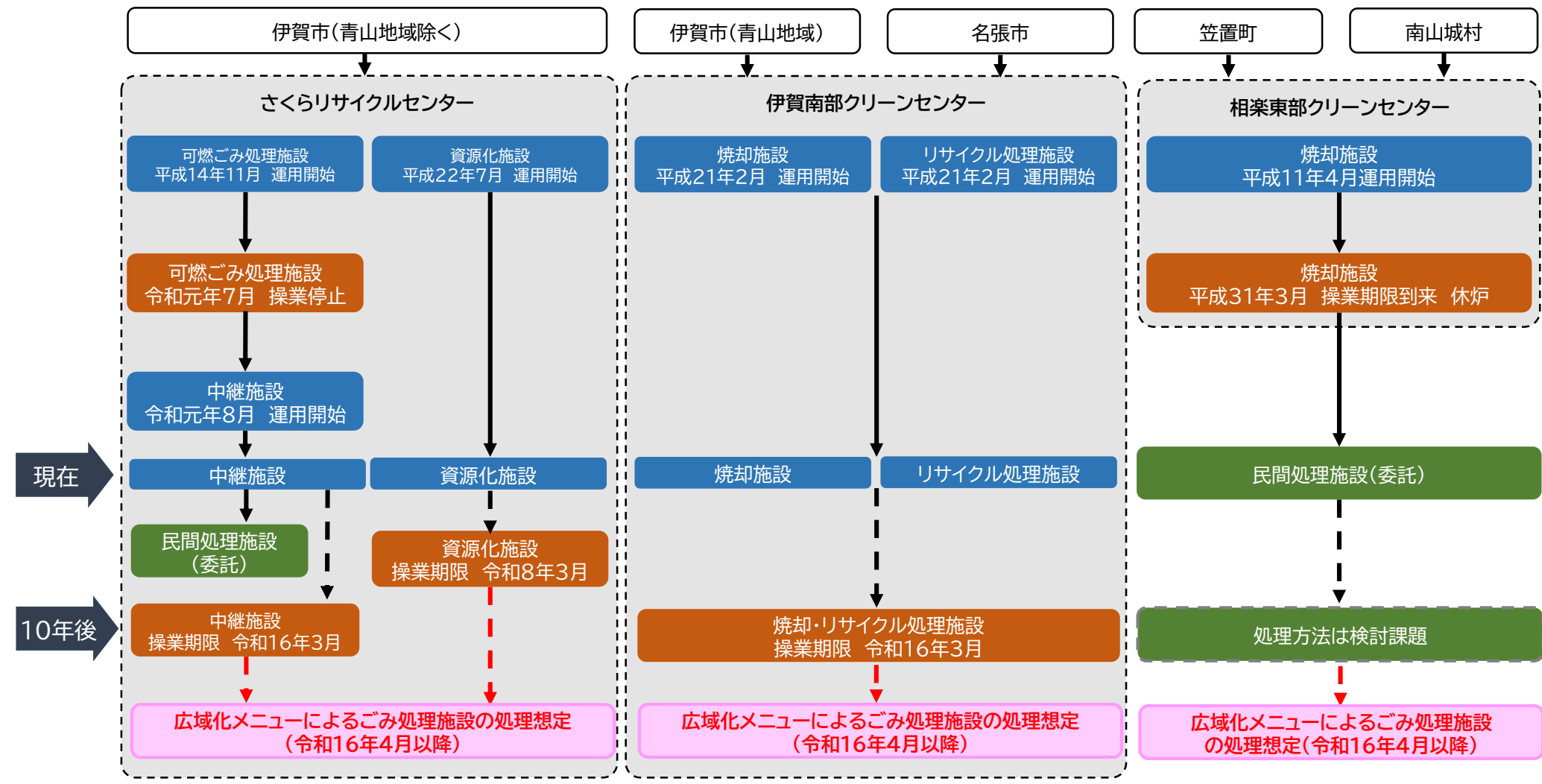
➡ 持続可能な適正処理の確保、気候変動対策、資源循環の強化、災害対策の強化、地域への多面的価値の創出が必要であるため、広域化を推進

構成市町村の動向：4市町村で広域化の議論を進めており、令和6年度にごみ処理広域化検討協議会を立ち上げた

➡ ごみ処理広域化基本構想検討委員会を通じて基本構想を策定(関連する法律や計画に留意)



報告事項－位置づけの整理(構成市町村におけるごみ処理施設の変遷)



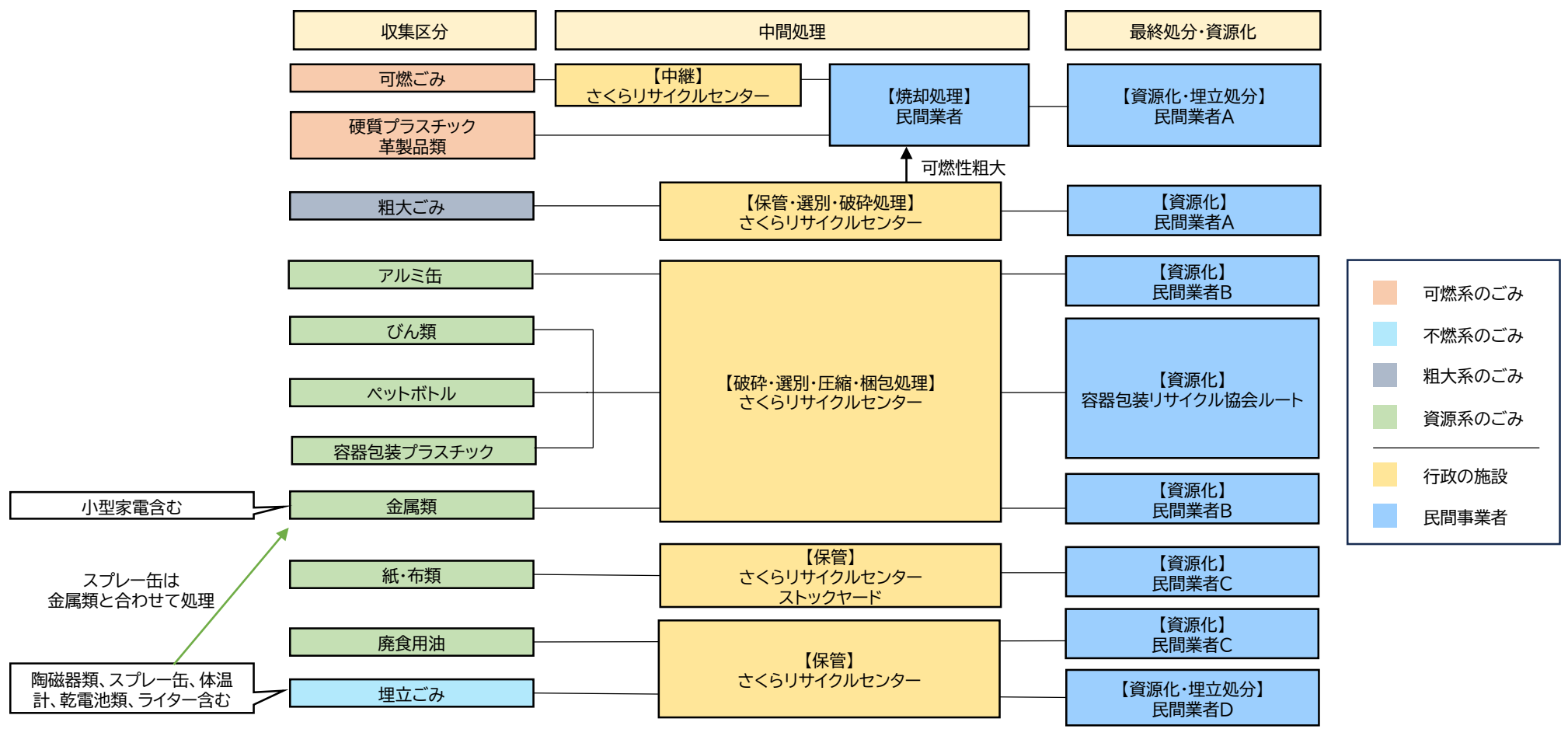
伊賀市、名張市のごみ処理施設の**操業期限は、令和16年3月**であり、笠置町及び南山城村に関しては**すでに自区内処理ができていない**

➡ 令和16年3月には**4市町村全て、自ら処理できる施設がなくなる**

施設整備をするとした場合、単独の施設整備では、ごみの安定的な処理を継続することは困難が予想される

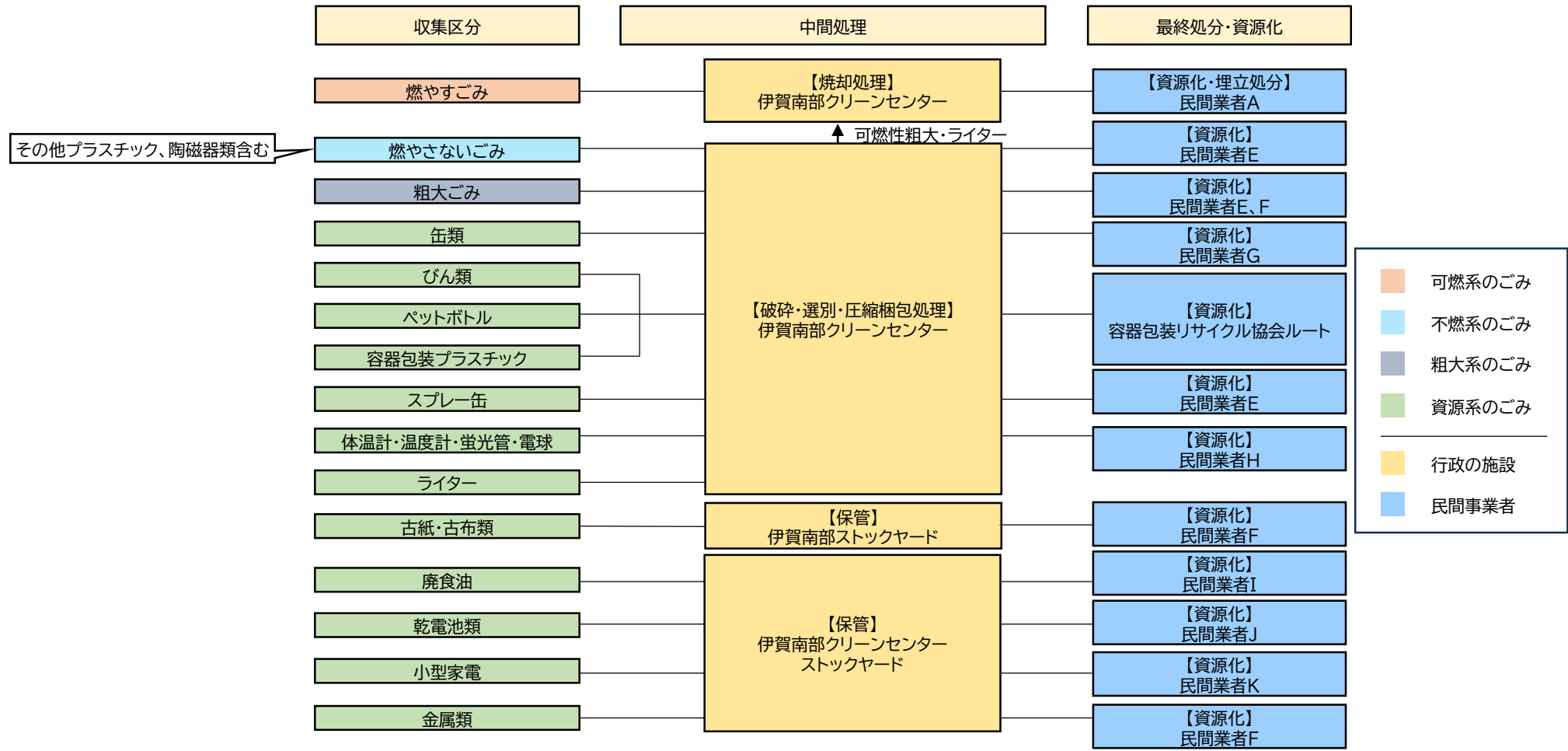
➡ 4市町村による**広域化の検討**を行う(広域化メニューによるごみ処理施設の処理を想定)

ごみ処理システムの現状と課題－伊賀市(青山地域除く)



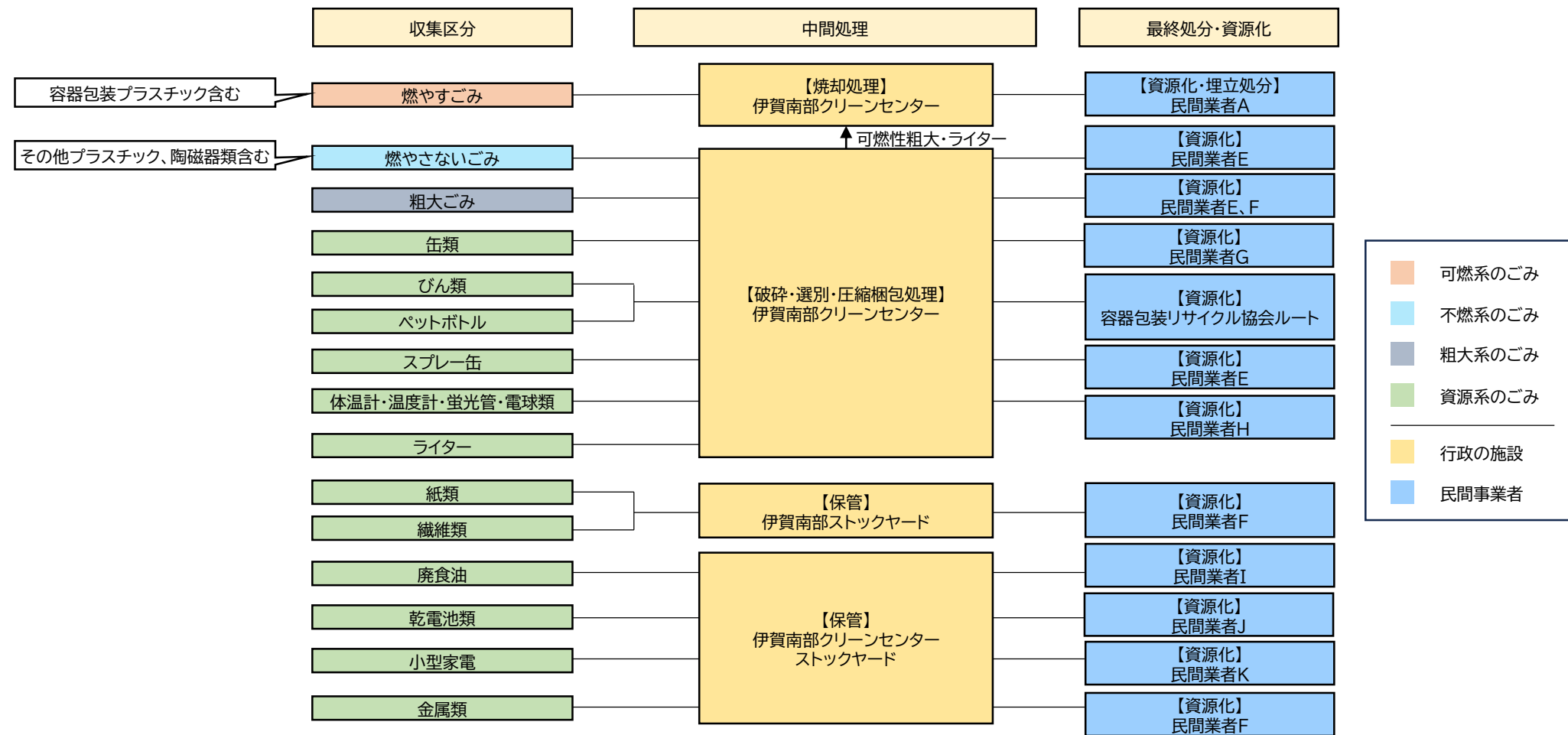
- ◆硬質プラスチック・革製品類を分別
- ◆不燃系のごみを埋立ごみに分別
- ◆可燃ごみはさくらリサイクルセンターを中継施設として利用、民間業者に焼却処理・資源化・埋立処分を委託
- ◆粗大、資源、埋立ごみは、さくらリサイクルセンターで破碎・選別・圧縮・梱包処理または保管

ごみ処理システムの現状と課題－伊賀市(青山地域)



- ◆ 容器包装プラスチック以外のプラスチック分別はしていない
- ◆ 古紙・古布類を除き、伊賀南部クリーンセンターで破碎・選別・圧縮梱包処理または保管しており、古紙・古布類に関しては伊賀南部ストックヤードで保管

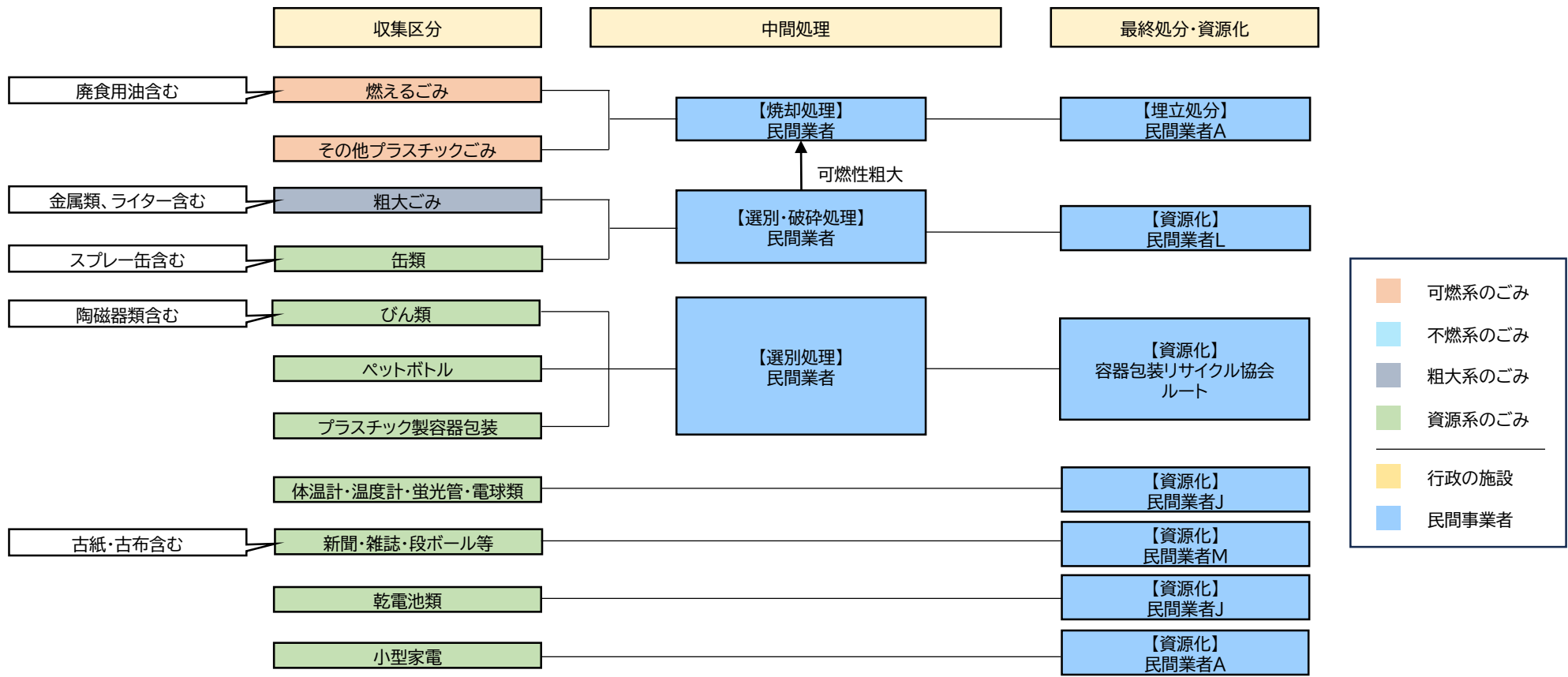
ごみ処理システムの現状と課題－名張市



◆プラスチック分別はしていない

◆紙類、繊維類を除き、伊賀南部クリーンセンターに搬入し、破碎・選別・圧縮梱包処理または保管しており、紙類、繊維類に関しては伊賀南部ストックヤードで保管

ごみ処理システムの現状と課題－笠置町・南山城村



- ◆ その他プラスチックごみを分別
- ◆ 全てのごみを民間業者に処理委託
- ◆ 資源の一部については施設を通らず、直接資源化業者に渡している

構成市町村によって分別区分、処理対象物が違い、今後検討が必要である。

ごみ処理システムの現状から今後の広域化に向けた課題を整理します。

分別区分の課題

- 構成市町村の分別収集区分は、排出段階において、最少11区分、最多15区分と差が生じている。将来的に広域処理を行うためには、広域処理を行う品目の処理対象物を揃える必要があるため、分別区分を揃えること等を検討する必要がある。

排出抑制・資源化の課題

第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月 閣議決定)

- 循環型社会形成に向けて引き続き一般廃棄物の排出抑制・再使用、再生利用の推進が求められている

- 各市町村でごみの排出抑制や資源分別の徹底を引き続き図っていく必要がある。

プラスチック使用製品廃棄物の資源化の課題

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
(令和4年4月 施行)

- プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に努める必要がある

循環型社会推進交付金交付取扱要領
(令和6年4月 施行)

- 交付対象事業の範囲として、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っていること

構成市町村の現状

容器包装プラスチック:伊賀市、笠置町、南山城村は実施済み **名張市は未実施**
製品プラスチックについては分別収集している市町村もありますが、**再商品化を実施している市町村はありません。**

- プラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化が必要となる。将来ごみ質等の検討にあたっては、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の影響を加味する必要がある。

中間処理施設の課題

可燃ごみ処理施設・焼却施設

伊賀市(青山地域除く)

さくらリサイクルセンター可燃ごみ処理施設
令和元年8月より中継施設
操業期限 令和16年3月

伊賀市(青山地域)・名張市

伊賀南部クリーンセンター焼却施設
操業期限 令和16年3月

笠置町・南山城村

相楽東部クリーンセンター焼却施設
平成31年3月 操業期限到来 休炉

リサイクル処理施設・資源化施設

伊賀市(青山地域除く)

さくらリサイクルセンター資源化施設
操業期限 令和8年3月

伊賀市(青山地域)・名張市

伊賀南部クリーンセンターリサイクル処理施設
操業期限 令和16年3月

笠置町・南山城村

民間処理施設(委託)

**可燃ごみ処理施設・焼却施設、リサイクル処理施設・資源化施設ともに
令和16年3月には4市町村全て、自ら処理できる施設がなくなります。**

- 令和16年3月には4市町村全て、自ら処理できる施設がなくなる。また、人口減少とともに、ごみの総排出量も減少していくなか、単独の施設整備では安定的、効率的、かつ持続可能な適正処理が困難と考えられるため、ごみ処理施設の広域化の検討が必要となる。

最終処分の方法の課題

構成市町村内にある最終処分場

伊賀南部環境衛生組合が管理する伊賀南部最終処分場

- ・平成20年10月より一般ごみの受け入れを終了
- ・残存容量を見ても残り少ない状況

構成市町村の現状

埋立処分を含め大半を民間委託にて行っている状況。

- 中間処理施設の検討結果に合わせて、今後の最終処分の方法について考えていく必要がある。

分別区分案の設定

分別区分及び処理対象物が異なり、それらが将来的な広域処理を行う際の**施設規模や概算事業費を算定する前提条件**となることから、分別区分及び処理対象物について統一等を検討した。

分別区分現状どおり

- ・分別区分を変更しなかった場合



【特徴】

- ・プラスチックを分別しないため**国の方針に反している。**
- ・**交付金の活用が不可**となる。

交付金の活用が不可のため、財政負担が懸念される。

処理対象物(可燃・不燃)の組成を統一

- ・処理対象物(可燃・不燃)の組成を統一した場合(**プラ新法に対応**)



【特徴】

- ・プラスチックを分別するため**国の方針に則している。**

交付金の活用が可能

時間をかけて検討
する必要がある

分別区分統一（将来的に目指すところ）

現状の分別区分

	伊賀市 (青山地域除く)	伊賀市 (青山地域)	名張市	笠置町・南山城村
可燃ごみ	○	○	○	○
燃やさないごみ	△	○	○	△
粗大ごみ	○	○	○	○
びん類	○	○	○	○
缶類	○	○	○	○
ペットボトル	○	○	○	○
容器包装プラ	○	○	×	○
その他プラ	○	△	×	○
スプレー缶	△	△	○	△
体温計等	△	○	○	○
ライター	△	○	○	△
紙類	○	○	○	○
布類	○	○	○	△
廃食用油	○	○	○	×
小型家電	△	○	○	○
乾電池類	△	○	○	○
金属類	○	○	○	△
家電4品目	×	○	○	○

凡例

○:分別している

×:分別していない

△:その区分で分別していない

分別区分案 処理対象物(可燃・不燃)の組成を統一

(仮設定)

	伊賀市 (青山地域除く)	伊賀市 (青山地域)	名張市	笠置町・南山城村
可燃ごみ	○	○	○	○
燃やさないごみ	△	○	○	△
粗大ごみ	○	○	○	○
びん類	○	○	○	○
缶類	○	○	○	○
ペットボトル	○	○	○	○
容器包装プラ	○	○	■	○
その他プラ	○	■	■	○
スプレー缶	△	△	○	△
体温計等	△	○	○	○
ライター	△	○	○	△
紙類	○	○	○	○
布類	○	○	○	△
廃食用油	○	○	○	■
小型家電	△	○	○	○
乾電池類	△	○	○	○
金属類	○	○	○	△
家電4品目	○※	○	○	○

凡例

○:分別する

(■:新たな分別区分)

×:分別しない

△:その区分で分別しない(現状と同じ分別)

【特徴】

・プラスチックを分別するため
国の方針に則している。

プラスチック分別及び処理方法の課題

伊賀市:硬質プラスチックと革製品を
合わせて焼却処理をしている

名張市:再度プラスチックの分別が必要

笠置町・南山城村

:その他プラスチックと革製品を合
わせて収集しているため分別が
必要。

※現状でも処理をしておらず、分別区分は増加しないが、他市町村と同様の表記とした。

将来的に目指す、分別区分 分別区分統一

(一例)

	伊賀市 (青山地域除く)	伊賀市 (青山地域)	名張市	笠置町・南山城村
可燃ごみ	○	○	○	○
燃やさないごみ	○	○	○	○
粗大ごみ	○	○	○	○
びん類	○	○	○	○
缶類	○	○	○	○
ペットボトル	○	○	○	○
容器包装プラ	○	○	○	○
その他プラ	○	○	○	○
スプレー缶	○	○	○	○
体温計等	○	○	○	○
ライター	○	○	○	○
紙類	○	○	○	○
布類	○	○	○	○
廃食用油	○	○	○	○
小型家電	○	○	○	○
乾電池類	○	○	○	○
金属類	○	○	○	○
家電4品目	○	○	○	○

凡例

○:分別する

(■ 新たな分別区分)

×:分別しない

△:その区分で分別しない(現状と同じ分別)

【特徴】

- ・プラスチックを分別するため
国の方針に則している。
- ・分別区分数が多数増大。
- ・住民負担が大きい。

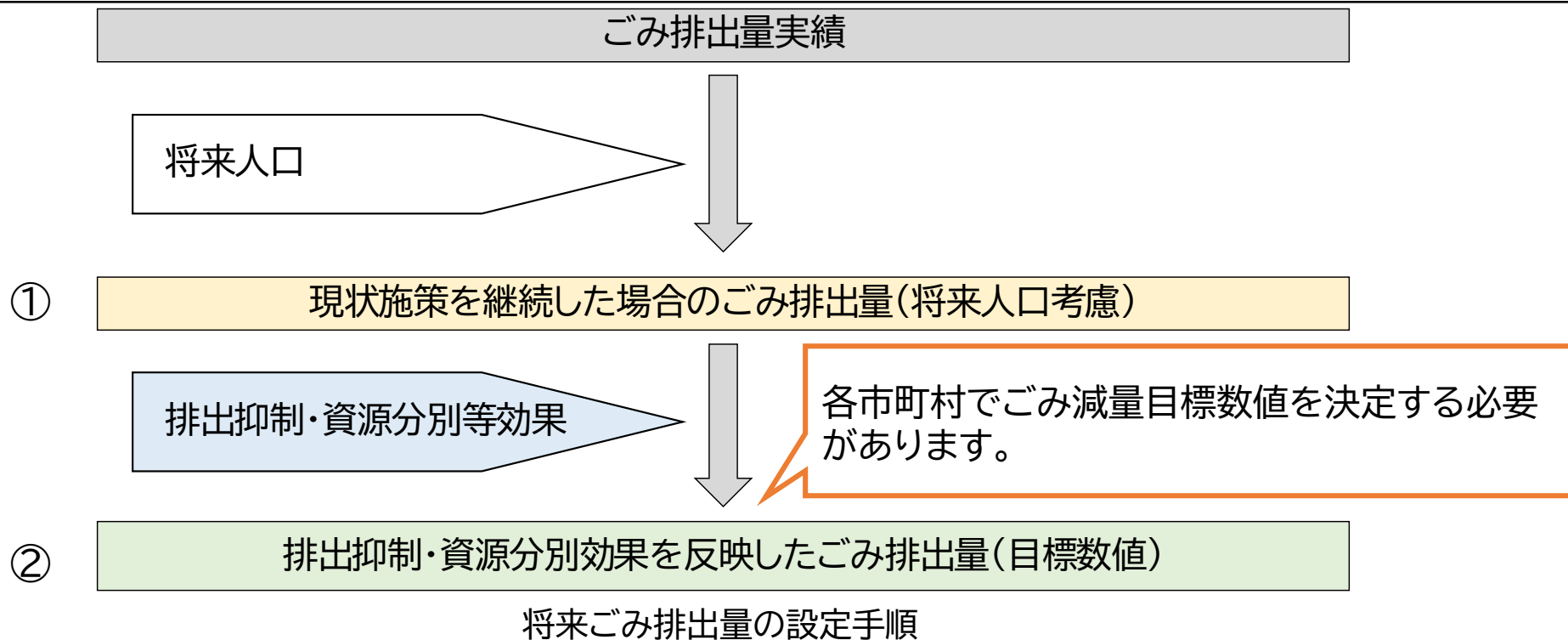
時間をかけて検討
する必要がある

施設規模や概算事業費を算定する前提条件となることから将来ごみ排出量を設定します。

将来ごみ排出量の基本的な設定手順は、下図のとおりです。

①将来人口を考慮した、現状施策を継続した場合のごみ排出量を設定します。

②①のごみ排出量を基に、排出抑制・資源分別効果を踏まえて目標数値となるごみ排出量を設定します。



今回は、②目標数値を決定するための前段となる①**現状施策を継続した場合のごみ排出量の結果**をお示しします。なお、

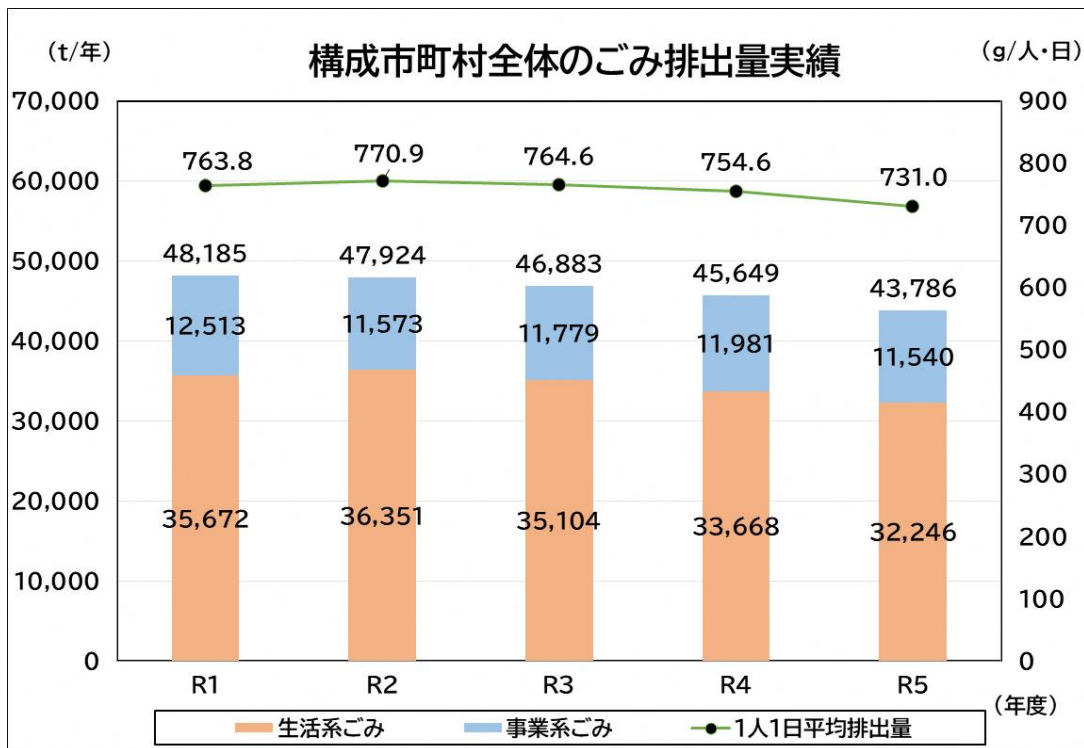
②目標数値を決定するためには各市町村でごみ減量目標数値を決定する必要があります。

<現状施策を継続した場合のごみ排出量について>

ごみ排出量の推計結果の詳細(各市町村別)については、広域化基本構想(案)で示しております。

構成市町村全体及び市町村別のごみ排出量の実績を以下に示します。

市町村別ごみ排出量の実績【R1～R5】
(生活系と事業系を合わせたごみ排出量の合計)



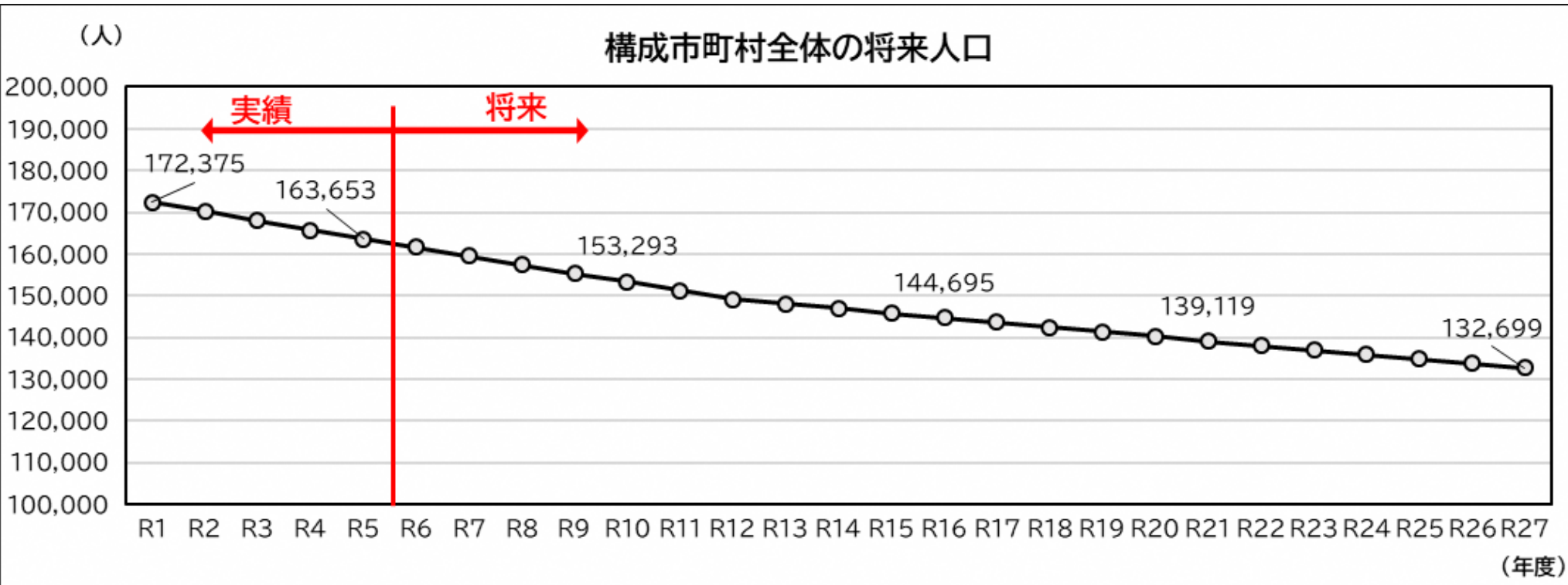
	単位	実 績				
		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
伊賀市	t/年	26,088	25,803	25,437	24,757	23,770
名張市	t/年	20,965	20,980	20,360	19,848	19,023
笠置町	t/年	475	481	456	439	406
南山城村	t/年	657	660	630	605	587
構成市町村全体	t/年	48,185	47,924	46,883	45,649	43,786
1人1日平均排出量	g/人・日	763.8	770.9	764.6	754.6	731.0
全国値※	g/人・日	918.0	901.0	890.0	880.0	

※環境省 一般廃棄物の排出及び処理状況等(令和4年度)について

●構成市町村全体のごみ排出量について、生活系ごみの排出量は減少傾向となっており、事業系ごみの排出量についても増加減少を繰り返しながらも全体的には減少傾向となっています。生活系ごみと事業系ごみを合わせたごみ排出量の合計値についても減少傾向であり、1人1日平均排出量も減少傾向となっています。また、構成市町村全体の1人1日平均排出量については、全国値と比較しても低い数値となっています。

●市町村別のごみ排出量についても、全ての市町村で減少傾向となっています。

構成市町村全体の将来人口は以下の通りです。

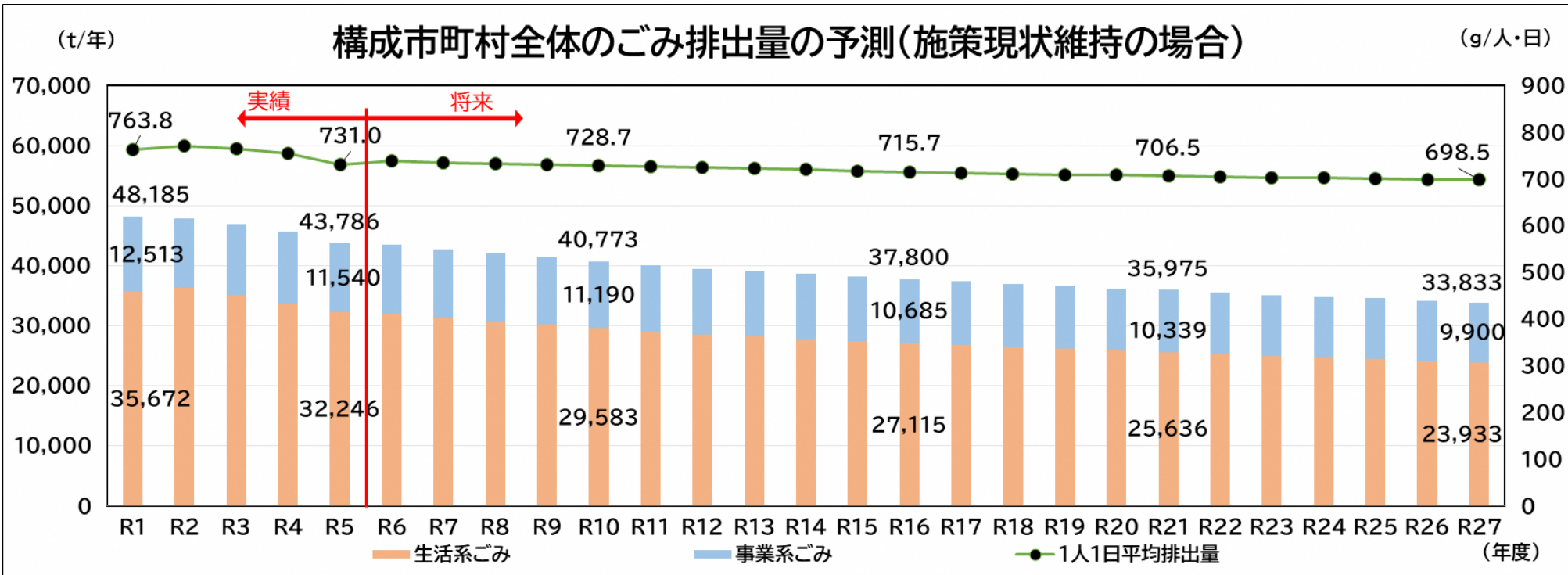


市町村別将来人口

●将来人口は、市町村ごとに定めた、まち・ひと・創生法に基づく、人口ビジョンの値を基に令和5年度人口実績に合うように補正し、設定しました。

	単位	実績	将来			
		令和5年度	令和10年度	令和16年度	令和21年度	令和27年度
伊賀市	人	85,340	76,992	70,771	67,168	63,741
名張市	人	74,780	73,091	71,064	69,375	66,710
笠置町	人	1,108	1,057	967	900	831
南山城村	人	2,425	2,153	1,893	1,676	1,417
構成市町村全体	人	163,653	153,293	144,695	139,119	132,699

現状施策を継続した場合のごみ排出量(構成市町村全体)は以下の通りです。



- 生活系ごみ、事業系ごみどちらも減量する見込みとなっており、令和16年度のごみ排出量の合計で37,800t/年、1人1日当たりの排出量で715.7g/人・日となる見込みです。
- 市町村別のごみ排出量についても全ての市町村で減少する見込みです。

市町村別ごみ排出量
(生活系と事業系を合わせたごみ排出量の合計)

	単位	実績	将来			
		令和5年度	令和10年度	令和16年度	令和21年度	令和27年度
伊賀市	t/年	23,770	21,580	19,693	18,649	17,591
名張市	t/年	19,023	18,260	17,252	16,532	15,527
笠置町	t/年	406	404	382	365	346
南山城村	t/年	587	529	473	429	369
構成市町村全体	t/年	43,786	40,773	37,800	35,975	33,833

将来ごみ排出量の考え方

排出抑制・資源化については、以下のような課題があげられています。

排出抑制・資源化の課題

第五次循環型社会形成推進基本計画
(令和6年8月 閣議決定)

- 循環型社会形成推進に向けて引き続き廃棄物の抑制・リサイクルの促進を行う

プラスチック使用製品廃棄物の資源化の課題

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
(令和4年4月 施行)

- プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に努める必要がある

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領
(令和6年4月 施行)

- 交付対象事業の範囲として、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っていること

◆各市町村でごみの排出抑制や資源分別の徹底を引き続き図っていく必要がある。

◆プラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化が必要となる。

- 「現状施策を継続した場合のごみ排出量」は減少していますが、基本的には人口減少に伴う自然減であり、各市町村はごみの減量化・資源化についてこれからも取り組む必要があります。そのため、将来ごみ排出量では、各市町村の取り組みの効果(目標)を加味する必要があります。
- 特にプラスチック使用製品廃棄物については、法律によりプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化に努める必要があることや、交付対象事業の範囲として定められていることからプラスチック使用製品廃棄物の収集量を見込んで将来ごみ量を設定する必要があります。

4市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、以下の責務がある

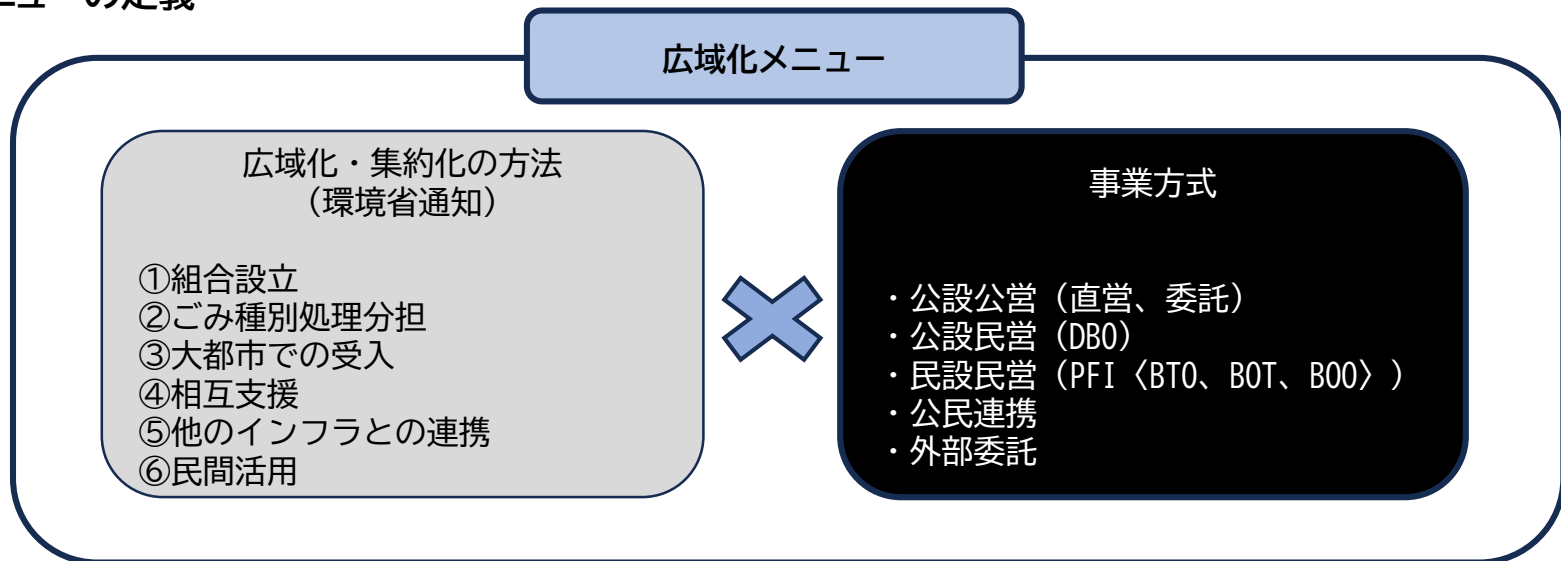
- ・区域内における**一般廃棄物の減量**に関し、住民の自主的な活動の促進を図ること
- ・**一般廃棄物の適正な処理**に必要な措置を講ずるよう努めること
- ・一般廃棄物の処理に関する事業に当たっては、職員の資質の向上、**施設の整備及び作業方法の改善を図る等能率的な運営に努めること**

4市町村の住民にとって、目指すべき広域化の理想とは

- (1)費用の縮減 (2)環境負荷への配慮 (3)安全・安心の確保 (4)地域の活性化

⇒4市町村がそれぞれの責務を果たしながら、持続可能な適正処理の確保に向けて(1)から(4)をできる限り追及することが、**広域でごみ処理を行う理想的な姿となる。**
上記を前提に、効果的な広域化メニューを検討する。

※広域化メニューの定義



広域化・集約化に係る手引き(令和2年6月 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課)
 中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)
 (令和6年3月29日)



・6つの広域化メニューが記されている。



・現時点で採用不可となるメニューを除外し、構想で検討対象とする**広域化メニューを決定する。**

第1案

第2案

区分	①組合設立	②ごみ種別処理 分担	③大都市受入	④相互支援	⑤他のインフラ との連携	⑥民間活用
概要	・公共主体で施設の設計・建設、運営・維持管理	・ごみの種類毎に分担、処理	・大都市がごみを受け入れて処理	・施設停止の際にごみを相互に受け入れ	・下水処理施設等の廃棄物を一括処理	・民間の廃棄物処理業者に委託
事務局案	・資材費が高騰している現状においては、事業費負担が大きくなる懸念がある。また、人口減少に伴うごみ量減少により年々施設の処理効率が低下する。しかし、実績は最も多く実現の可能性は高いため、 検討対象とする。	・既存施設の活用ができないため、新たに新設する市町村の建設費負担が大きくなることから、 検討対象としない。	・圏域のごみを一手に受け入れ可能な大都市が構成市町村にならないため、 検討対象としない。	・既存の施設を活用する際に有効な方法であるが、本地域では活用可能な施設がないため、 検討対象としない。	・連携を行う施設の建設を行う必要があり、構成市町村の中に新設等の計画がないため、 検討対象としない。	・民間事業者が主体となるため、ごみ量変動に対して柔軟な対応が可能となる。一方、公共性の確保、廃業リスク、経営悪化、委託費高騰、資源ごみの処理は困難などの懸念はあるが、実現の可能性はあるため、 検討対象とする。

事務局案は広域化メニューの中で財政負担が比較的小さく、実現性が高いかつ公共主体である**①組合設立を第1案とする。**
⑥民間活用についても実現の可能性はあるため副案とする。